

米子市工事希望型指名競争入札実施要領の一部を改正する要領

米子市工事希望型指名競争入札実施要領（平成17年3月31日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>2 市長は、前項の規定により指名した者に対しては、<u>その旨を</u> <u>ファクシミリ</u> で通知するものとする。 (不指名) 第8条の2 [省略] 2 [省略] 3 市長は、同一の入札において、申込者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申込者のうち、<u>別表第1</u>に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者を指名するものとする。 (1) から (5) [省略]</p>	<p>(指名) 第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第4条に規定する資格を有する者を全て指名するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、入札参加申込者数が別表第1に定める指名基準数（以下この項において「指名基準数」という。）を超える場合は、別表第2に定める審査項目の採点基準に従い審査を行い、指名基準数を限度として入札参加申込者数の2割（端数は切り捨てる。）を下位の申込者から順に非指名とするものとする。ただし、当該入札に係る工種の前年度における発注件数が5件に満たないとき、その他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 市長は、前項の規定により指名した者に対してはその旨を、<u>指名しない者に対してはその理由を付してその旨を</u>ファクシミリで通知するものとする。 (不指名) 第8条の2 [省略] 2 [省略] 3 市長は、同一の入札において、申込者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申込者のうち、<u>別表第2</u>に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者を指名するものとする。 (1) から (5) [省略]</p>

4 市長は、                    前3項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨をファクシミリで通知するものとする。

[表削除]

別表第1（                    第8条の2関係）

審査項目の採点基準

1・2 [省略]

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

4 前条第3項の規定は、前3項の規定により指名をしない場合について準用する。

別表第1（第8条関係）

指名基準数

設計金額	指名基準数
<u>1,000万円未満</u>	<u>8</u>
<u>1,000万円以上</u> <u>7,000万円未満</u>	<u>9</u>
<u>7,000万円以上</u> <u>1億5,000万円未満</u>	<u>10</u>
<u>1億5,000万円以上</u>	<u>11</u>

別表第2（第8条、第8条の2関係）

審査項目の採点基準

1・2 [省略]

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の規定は、同日以後に公表する同要領第3条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。